

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置進捗状況について通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年7月19日

静岡県監査委員	青	木	清	高
静岡県監査委員	城	塚		浩
静岡県監査委員	和	田	篤	夫
静岡県監査委員	曳	田		卓

1 包括外部監査の特定事件

平成28年度

「債権管理の財務に関する事務の執行について」

2 措置進捗状況の内容

別冊のとおり

平成 28 年度包括外部監査結果に基づく措置進捗状況

注 1) 表中「監査結果」欄の見出し記号は、H28 年度包括外部監査結果報告書の記号を表記

監査結果		報告書の該当ページ	措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
B 税外未収金						
1 総論						
意見	<p>イ 徴収体制の強化等について</p> <p>正規職員の多くが、徴収業務と他の業務を兼任しており、徴収業務への従事経験がない職員も見受けられた。</p> <p>税外未収金は、債権回収の態様が様々で、特に、非強制徴収公債権や私債権については、税との共通点が少ないため、県内部に制度に習熟した職員が少なく、債権管理の水準を十分に確保できていない状況である。</p> <p>今後、県が収入未済額の縮減を進めるに当たっては、税外未収金全般の実務に通じた専門的な人材を育成することが肝要である。</p> <p>具体的には、管財課に、県税や他債権の徴収業務の経験がある再任用職員等を配置し、当該職員が専属で各部局の徴収業務の相談や実際の徴収業務への同行、司法手続の共同実施などの支援を行うことで、実際の業務に従事しながらノウハウを蓄積していくことが可能となると考える。</p> <p>また、平成28年度から試行している債権の共同管理の範囲を広げていくことでも、上記と同様の効果が得られると思われる。</p> <p>これらの取組により、実務に即した共通マニュアルの整備、研修、継続的な業務支援等、実際の現場で使える形で、各部局へノウハウを還元することが必要であると考える。</p>	P41	措置 対応中	<p>制度の目的、対象者等が各債権で異なるため、いずれの債権にも共通的に対応するため、段階を2つに分類した。</p> <p>【第1段階】 債務者からの自主的な返済を求める時期</p> <p>債務者が債務の発生原因である制度の趣旨等を理解、納得していることが不可欠であり、そのために、所管部局が貸付けの募集時に実施する面談等で制度説明を適切に行うこと、また、審査や連帯保証人の設定等について、新たに債権管理マニュアルに記載し、各所属に周知した。</p> <p>滞納発生時には、制度を熟知している所管部局から債務者に対して、早急かつ、丁寧に説明することが必要不可欠であるので、管財課はこの所管部局からの働きかけにおける、催告方法などに関して債権管理マニュアルを整備するとともに、債権管理研修を実施するなど、引き続き支援していく。</p>	H32. 3	管財課

			<p>【第2段階】</p> <p>債務者による自主的な返済が困難となり、解決策の一つとして法的措置の実施を検討する時期</p> <p>訴訟手続は、債務の制度に関係なく同一であることから、専門性を持った職員による対応が効果的であると考えられる。</p> <p>管財課で実施中の債権の共同管理では、既定の債権回収方法を実直に実施することの効果を確認でき、現在実施中の回収方法の問題点や限界も把握しつつある。</p> <p>それを踏まえて、「第1段階」の内容に関して、債権管理マニュアルを改訂し、「第2段階」の具体化として、法的措置などを検討、調整している。</p> <p>専門的職員の配置を含めたマンパワーの充実については、上記の取組の延長線において検討していく。</p> <p>なお、現状、専門性を持った職員の育成として、下記の研修等を実施済である。</p> <p>①実務研修の開催</p> <p>平成29年6月及び30年6月に各所属の債権管理担当者を対象に、強制徴収できない債権の実務を中心とした研修を行っ</p>		
--	--	--	--	--	--

			<p>た。</p> <p>参加者：平成29年度63人、平成30年度71人</p> <p>②税務研修への参加 強制徴収公債権の徴収について徴収技術を向上させるため、税務課の協力を得て、各所属担当職員が税務研修に参加した。平成29年6月20日に富士財務事務所、6月22日に静岡財務事務所にて開催され、11人が参加した。</p> <p>③強制徴収公債権研修会の開催 平成30年7月に強制徴収公債権を所管する所属の担当者を対象に、預金調査における書類の記入方法等の実践的な内容の研修を税務課と協力して行った。 参加者：32人</p> <p>また、専門性の補完として、各部局の債権管理担当課長等が情報交換を行う税外収入債権管理調整会議において外部委託の実績、効果を各部局に説明した。</p>		
--	--	--	--	--	--

意見	<p>オ 口座振替制度導入の推進について</p> <p>口座振替制度は、納入者が金融機関に出向く手間を省き、納期限の失念による未納などの人為的なミスを防止することができるなど、債権の納期内納付の推進に当たって極めて有効な制度であるが、税外未収金については、一部の債権のみへの導入にとどまっている。</p> <p>その要因として、現在は全ての債権において、システム処理による口座振替が可能となっていることを各部局が知らないなど、周知が十分に行き届いていないことが推測される。</p> <p>口座振替制度の導入の促進により、納期内納付率の向上が見込めるだけでなく、督促事務等の業務量減による債権管理事務の効率化など多くの効果が見込めることから、各債権の性質と導入効果を精査した上で、全庁的に一層普及させることが望ましいと考える。</p> <p>このために、制度の運用及びシステムを所管する出納局が、口座振替制度導入に係る具体的なマニュアルの作成や相談対応などの支援を積極的に行っていくことが必要と考える。</p> <p>また、管財課においては、出納局に協力して、税外未収金に係る口座振替制度の導入について各部局へ周知していくことでこれらの取り組みが一層推進されるものとする。</p>	P43	措置 対応中	<p>現在、県税(自動車税、個人事業税)、県営住宅使用料、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、道路占用料、高等学校授業料、高等学校奨学金返還金において、口座振替制度が導入されている。</p> <p>口座振替制度の導入により、納期内納付率の向上等に一定の効果が認められると考えられることから、各債権の性質と導入効果を精査した上で、平成 29 年度に制度導入のためのマニュアルを作成した。今後も引き続き、相談対応などの支援を行っていく。</p> <p>なお、県では現在マルチペイメントネットワークによる電子収納をはじめ、クレジット決済、コンビニ決済等の様々な決済手段の導入を進めている。今後は納期内納付率の向上のため、口座振替制度の導入支援と併せ、利便性の高いキャッシュレス決済について検討を行っていく。</p>	H32.3	会計 指導課
----	---	-----	-----------	---	-------	-----------

				<p>各部局の債権管理担当課長等が情報交換を行う税外収入債権管理調整会議において、出納局と協力して、現在は全ての債権において、システム処理による口座振替が可能となっていることと具体的な導入事例を周知した。</p> <p>また、債権管理マニュアルに、未収金発生未然防止策として口座振替導入が有効であることを新たに記載し、具体的な事例における導入スケジュールや効果について周知した。</p>		管財課
B 税外未収金						
3 土地貸付料						
意見	<p>イ 貸付料の納付方法について</p> <p>土地貸付料は年1回の前払いが基本とされ、納期限を過ぎて納入した場合及び分割納付する場合のいずれも、貸付年度中に支払いを完了しても遅延損害金を徴収している。年額を一括前払いする制度が資力の乏しい契約者にとって納期内納付が叶わない一因であることが推測されるため、収入未済金及び納期後納付に伴う遅延損害金の発生を抑制するために、年一括納付が困難な契約者にも配慮して、契約上も分納を認めることを検討すべきである。</p>	P55	措置完了	<p>平成31年度からの貸付契約更新に合わせ、希望者には年6回を上限とする分割納付を認める契約をする。対象者に通知済。</p>		管財課
意見	<p>エ 連帯保証人の設定又は担保の提供の検討について</p> <p>本来、契約者に対して、連帯保証人を付けること又は担保の提供を要求すべきであると考え。本件については、収入未済となっているケースに限定して、定期的な</p>	P56	措置完了	<p>契約当初になかった連帯保証人の設定又は担保の設定に際しては、県顧問弁護士への法律相談結果から、設定に関しての強制力はないとのことである。このため、債務者への問題意識の</p>		管財課

	<p>契約更新時に連帯保証人の設定を要求するか、又は収入未済額に係る債務の履行延期特約を結んで担保を提供させるのが実務的であると考え。</p> <p>高齢化した契約者については、就労している子がいるのであれば、早い段階で、子を連帯保証人にして、子に土地貸付料の支払いを意識づけるとともに、親に支払遅延の兆候があれば、存命中に契約を子に変更させるなどの措置を図っていくことも収入未済額の増加を食い止める手段として有効であると考え。</p>			<p>提起として、設定の働き掛けを行うこととした。</p> <p>平成 31 年度からの貸付契約更新に際し、連帯保証人を任意でつけることとし、すべての契約者に対し通知済。</p> <p>高齢化した契約者対策としては、滞納が発生しなくとも、年 1 度は連絡をとり契約者の状況を把握するとともに、必要に応じ、契約者を子に変更するよう促していく。</p>		
意見	<p>オ 法的措置の実施の検討について</p> <p>生活状況等を精査し、弁護士を介入させたとしても費用対効果の面から効果があると見込まれる高額滞納者については、法的措置を前提とした、弁護士による督促等について実施を検討するべきである。</p> <p>特に「(3) ⑥高額滞納者の状況」に記載した債務者 A については、悪質な契約者であることが伺える。また、滞納金額も多額であり、今後も回収できる可能性は低いと考えられ、現在、本人は契約している土地に居住もしていないため、契約を締結し続ける理由も希薄であることを踏まえ、早急に法的措置に踏み切るべきである。</p>	P57	措置 対応中	<p>法的措置の実施については、今年度より候補者一名を選定し、事務手続きを行っていたところ、対象者と面談を行った結果、一部債務の支払いが受けられたため、一旦措置を取りやめた。今後再度滞納者の生活状況を調査し、法的措置候補者を検討する。</p> <p>債務者 A については、財産調査を行ったところ、本人は債務の返済を行う資力がないことを確認しているが、同居家族の扶養及び別居家族より金銭的支援があることが判明したため、履行延期の要件に当たる無資力に該当するか調査中（貸付契約は解除済）。</p>	H32.3	管財課
<p>B 税外未収金</p> <p>5 生活保護費返還金等</p> <p>【賀茂健康福祉センター】</p>						
意見	<p>(イ) 債務者に係る基礎状況調査書の作成について</p> <p>ケース記録票を通覧することで債務者の状況が分かる仕組みになっているが、債権回収が長期間に</p>	P70	措 置 完 了	<p>債務者に関する情報及び債権の内容や対応状況等の基礎状況を表す書類として、県の財産規則の様式に則った「債権管理</p>		生 活 保 護 課

	<p>わたるケースにおいては、ケース記録票が数枚にわたるため、債務者の現況が一目で把握しづらい。</p> <p>引継や、担当者以外が債務者の現況を把握する際に、一目で本人の現況が把握できる資料として、基礎状況調査書を定期的に作成・更新して債権管理簿ファイルの先頭に綴じ込んでおくことが望ましいと考える。</p>			<p>簿」を各センター共通の様式とし、個々の債権者のファイルの先頭に綴った。</p>		
意見	<p>(エ) 債権管理における回収可能性に応じた債権分類の方法について</p> <p>返還金等の債権管理において、色別スクリーニングを導入し、返還金等の納付状況に応じて指導方針や調査方針を定めることで、早期回収の必要性がより高い債権について、回収管理の更なる重点化を行う債権管理方針をとっている。</p> <p>現状は回収実績による債権分類のみが検討されているが、年齢が低いほど将来の回収見込は高く、債権金額が高いほど回収費用に対する効果が高いと考えられるため、例えば債務者の年齢による分類や債権金額による分類を実施することも考えられる。</p> <p>このような効率性の観点もスクリーニングの分類判断基準に入れることで、より有効な債権管理を行うことも可能であり、検討が望まれる。</p>	P71	措置完了	<p>色別スクリーニングでは、債権の滞納期間によって色分けし、指導目標（主に催告頻度）を定めている。ここに、分類判断基準を追加することを検討した。ところが色分けという分類が1次元的であり、複数の尺度を反映させる手法としてそぐわない（関連のない複数の尺度を1色にまとめて示すことが難しい）ことが分かった。</p> <p>しかし、色分けという分類には債権と指導目標の見える化という狙いがあるため、手法として維持すべきと考え、色別スクリーニングは現行の体制を維持することとした。分類判断基準の追加については、別の方法で債権管理に反映する可能性を検討し、以下①、②のとおり、分析した。</p> <p>① 年齢による分類</p> <p>年齢が低い方が将来の回収見込が高い。一方、年齢が高いほど貸し倒れリスクが高いため、回収を早期に行うことの効果</p>		生活保護課

			<p>が大きい。いずれも早期の催告が効率性が高いと考えられることから、年齢による催告の優先順位はつけ難いと判断する。</p> <p>しかし、年齢別の収入状況に着目したとき、年齢が低いほど就労収入を得ている傾向がある。就労収入を得ている被保護者にあつては、収入認定に当たり勤労控除が算定されるため、1回の分割納付額を高く設定できることから、催告による回収効果が高いといえる。</p> <p>② 債権金額による分類</p> <p>債権金額が高いほど回収費用に対する効果が高いとされているが、催告により一括納付を期待できる場合はそのとおりである。しかし、実際には一括納付されることは稀であり、債権金額の多寡に関わらず少額の分割納付となることがほとんどであることから、債権金額の多寡により一回の催告による回収金額の差はほとんどなく、回収費用に対する効果に大差はないと考えられる。</p> <p>以上の分析から、分類判断基準として「債務者の就労収入の有無」による分類基準により回収管理の効率化を図ることとし、債権管理マニュアルに盛り込んだ。</p>	
--	--	--	---	--

意見	<p>(オ) 生活保護費の返還に係る初動対応について</p> <p>債務者のうち生活保護法第63条により保護費の返還を決定した者について、不動産の売却の情報を把握していたが受給者から不動産売買契約書の入手ができなかったために返還金の認定に3年以上かかり、かつその後回収が行われていないケースがあった。当該ケースでは文書による提出指示やケース診断会議が適時に実施されていなかった。</p> <p>受給者の健康状態など一定の配慮が必要であった事実はあるものの、売却の情報を把握した早期の段階で、受給者とのコミュニケーションをもっと密に行うべきであったと考えられる。また、書類の入手が困難な状況となった早い段階で、文書催告やケース診断会議を行い、場合によっては保護の停止措置をとることが必要であったと考えられる。</p>	P72	措置完了	<p>資力具現化や収入未申告の事実発覚後速やかに、被保護者との接触、事実確認や調査を行う。収入が多額（50万円以上）に上るケースや調査の長期化が見込まれるケースについては事実発覚後速やかにケース診断会議を行い、実施機関内での情報共有を図るとともに対応方針を決定する。</p> <p>案件により調査が長期化する場合も迅速かつ継続的な調査を行い、必要に応じて訪問格付も見直す。調査に協力が得られない場合は法第27条に基づき調査に協力する旨の指導指示を行い、指導に応じない場合は法第28条ないし法第62条に基づき保護の停止を検討する。</p> <p>また、以上のことを債権管理マニュアルに盛り込んだ。</p>		生活保護課
意見	<p>(カ) 回収可能性に応じた債権管理の導入について</p> <p>「④独自の取組」に記載した色別スクリーニングの取組については、他の健康福祉センターでは導入されていない。今後、賀茂福祉センターでの取組の効果を検証した上で、有用な管理方法であることが確認できれば、他の健康福祉センターとも連携を図り導入を検討することが望ましい。</p>	P72	措置完了	<p>賀茂健康福祉センターにおける取組の効果を検証した結果、取組の前後での債権回収の件数や金額の比較では、明確な増加等の変化は見られていないが、日常的な事務処理において、色別シールにより視覚的にわかりやすくなり、訪問調査における催告など、債権管理が効率的であることから、協議の結果、他の健康福祉センターでも取り入れた。</p>		地域福祉課

意見	<p>(キ) 健康福祉センター間の債権管理方法の統一について</p> <p>債権管理方法が健康福祉センターごとで異なり、統一性が見られなかった。</p> <p>健康福祉センター間の連携を図り、各健康福祉センターで、他のセンターがどのような管理を実施しているか協議する場を設け、その中で最も有効かつ効率的な管理方法を採用し、これらを取りまとめて県の統一的な債権管理方針を策定するべきである。</p>	P72	措置完了	<p>債権管理方法の統一及び共通のマニュアル作成のため、各センターの査察指導員と本庁との協議の場を設け、課題の検討と情報交換を行い、統一の債権管理マニュアルを策定した。</p> <p>また、今後は、この協議の場を定期的に設け、債権管理に関する課題の解決や、効率的な債権管理の情報交換を図ることとした。</p>		地域福祉課
----	--	-----	------	--	--	-------

<p>B 税外未収金</p> <p>5 生活保護費返還金等</p> <p>【東部健康福祉センター】</p>					
意見	<p>(ア) 債権管理簿の記載について</p> <p>債権管理簿を閲覧したところ、履行期限は、債権発生当初に設定された日付が記載されており、返還計画表に基づく納入予定日が記載されていなかった。債権管理をより効果的に行うために、納入予定日と実際の納入年月日との乖離を確認できるよう、債権管理簿の履行期限欄に納入予定日を記載する必要がある。</p> <p>また、債権管理簿には督促状や催告状の発送など債務者との交渉状況を記録することになっているが、当初の督促状の記録がされているのみで、その後の交渉状況が記載されていないケースがあった。各債務者の債権回収に関する情報が、債権管理簿を見ても把握できない状態である。債権管理をより効果的に行うために、債権管理簿に債務者との交渉状況を継続的に記載する必要がある。</p>	P73	措置完了	<p>分割納付を承認している債務者については、分割承認の際に作成する分割返済計画書に基づく分割納入予定日を債権管理簿に記載する、又はその写しを編綴し、納入予定日と実際の納入日との乖離を容易に把握できるようにした。</p> <p>債務者との交渉状況については、ケース記録に記載するとともに、債権管理簿への裏書を行った。過年度分についても、確認できた事項について追記を完了した。</p>	生活保護課
意見	<p>(ウ) 債務者に係る基礎状況調査書の作成について</p> <p>催告記録を通覧することで債務者の状況が分かる仕組みになっているが、債権回収が長期間にわたるケースにおいては、催告記録が数枚にわたるため、債務者の現況が一目で把握しづらい。</p> <p>引継や、担当者以外が債務者の現況を把握する際に、一目で本人の現況が把握できる資料として、基礎状況調査書を定期的に作成・更新して債権管理簿ファイルの先頭に綴じ込んでおくことが望ましいと考える。</p>	P74	措置完了	<p>債務者の概要及び債権の内容や対応状況等の基礎状況を表す書類として、県の財産規則の様式に則った「債権管理簿」を各センター共通の様式とし、個々の債務者のファイルの先頭に綴った。</p>	生活保護課

意見	<p>(エ) 返還予定に応じた返還計画の更新について</p> <p>今回調査対象となった20件について、計画どおりの分割返済ができていない状況であったが、随時、返還計画の見直しが行われていなかった。長期間にわたって着実に債権回収を図るためには、債務者に、今後の返還予定を意識付けることが重要であり、少なくとも、当初の返還予定から大きく乖離する状況になった場合は、返還計画を更新し、債務者に返還誓約書を提出させる必要があると考える。</p>	P74	措置完了	<p>債務者の返還状況については、債権管理簿を毎月、担当員に回覧し、情報の共有を図っている。</p> <p>返還計画と大きな乖離が生じている債務者のうち、保護受給中の債務者については、訪問時に納付催告を行うとともに、返還計画の見直しについて説明し、返還誓約書を提出させ、納付指導を行った。</p>		生活保護課
意見	<p>(カ) 生活保護廃止者に対する債権回収手続き等の強化について</p> <p>生活保護廃止者に対する未収債権は、生活保護費の不正受給によるケースが多く、1件当たりの債権金額も多額になる傾向にあるので、生活保護廃止者に対する債権回収手続きを強化する必要があるが、本来債権回収は、ケースワーカーの専門業務ではなく付随的な業務であり、債権回収の専門ノウハウも乏しいため、債権回収に詳しい職員を配置するなど、人的な面で、生活保護廃止者に対する債権回収手続きを強化することが望ましい。</p>	P75	措置完了	<p>生活保護廃止となった債務者については、①保護廃止後の、関係を途切れさせない取組、②債権回収が進まない中での実際の対応、の2つの側面から、それぞれ次のように対応していく。</p> <p>①廃止ケースとの接触の希薄化を防ぐため、債務者の最新の情報を確保した上で、こまめに連絡を取り、本人の納付意識を途切れさせないように働きかける必要がある。このため、債務者から債務承認書を徴して債務を承認させ、時効の中断により債権の安定性を確保する。また、管内在住の者に対しては、催告文書に加え、1年に1回以上自宅訪問を実施することとし、より実効的な催告を行うこととした。</p> <p>上記の内容を職員同士で共有するとともに、手</p>		生活保護課

			<p>順を明確化するよう、債権管理マニュアルを整備して所内職員に周知した。</p> <p>②生活保護の廃止は、収入の増加により保護の要否の判定において保護基準を上回ったことによるものがほとんどで、生活が裕福になっているわけではない。また通常は強制執行の対象となるような資産なども保有していないので、法的手段による強制的な債権回収は実質的に困難である。債権回収は生活費のやりくりによる分納が多くなる。このような中で納付を進めるためには、定期的な分納を着実に進めていくことが唯一の方法となる。</p> <p>その対応として、他の健康福祉センターにおいて受給者の債権を対象に試行されている回収可能性に応じた回収の重点化について検討したが、生活保護廃止者に対しては、債務者の生活状況を把握している保護担当職員が継続的に関わり、個々の生活の状況に応じた分納を進める方法が最も効果的と考えられることから、ケースごとに適切に回収手続を進めていくこととした。</p> <p>また、債権回収を専門とする職員の配置を含めたマンパワーの充実につ</p>	
--	--	--	---	--

				<p>いて検討したが、仮に専門ノウハウを持った職員が回収を行ったとしても、債務者が元被保護者であることから生じる接触や回収の困難さに加え、前述のようにほとんど資産を有しない債務者に対しては、法的手段による強制的な債権回収は実質的に困難であることから、保護担当職員のスキルアップや業務の割振りにより効率的な回収に努めることとした。</p>		
<p>B 税外未収金 5 生活保護費返還金等 【中部健康福祉センター】</p>						
意見	<p>(イ) 債務者に係る基礎状況調査書の作成について 催告記録を通覧することで債務者の状況が分かる仕組みになっているが、債権回収が長期間にわたるケースにおいては、催告記録が数枚にわたるため、債務者の現況が一目で把握しづらい。 引継や、担当者以外が債務者の現況を把握する際に、一目で本人の現況が把握できる資料として、基礎状況調査書を定期的に作成・更新して債権管理簿ファイルの先頭に綴じ込んでおくことが望ましいと考える。</p>	P77	措置完了	<p>債務者の概要及び債権の内容や対応状況等の基礎状況を表す書類として、県の財産規則の様式に則った「債権管理簿」を各センター共通の様式とし、個々の債権者のファイルの先頭に綴った。</p>		福祉課

B 税外未収金						
6 看護職員修学資金返還金						
意見	<p>エ 徴収停止による不納欠損処分の実施について</p> <p>債権管理簿を閲覧したところ、滞納者の中には10年以上入金実績がなく、かつ本人との連絡がつかない債務者が存在した。</p> <p>10年以上入金がなく、かつ、所在も不明な債務者については、今後の管理コスト等を考慮すると徴収停止の手続を行った上で、不納欠損処分を実施することを検討するべきである。</p>	P84	措置 対応中	<p>住基ネットの活用により、すべての債務者の所在を把握している。</p> <p>今年度より新たに、専門的な知識と経験を有する債権回収管理会社に業務委託し、債務者に連絡した結果、9人から1,727千円を回収した。</p> <p>今後も、債権回収業務委託先と綿密に連携し回収を進めていくが、なお債権回収が困難な場合には、債権放棄及び不能欠損処分の実施を検討することとした。</p>	H32.3	地域 医療課
B 税外未収金						
7 中小企業高度化資金						
意見	<p>ア 不納欠損処分の実施について</p> <p>債権管理に係るコストの面からは、今後に発生する債権回収コストが債権の回収見込額を上回る場合、債権を不納欠損処分して、今後に発生するコストを削減することが望ましいことから、債権管理コストを考慮した上で、時効期間を経過している等の要件を満たした事案については、積極的に不納欠損処分を行うべきと考える。</p>	P89	措置 対応中	<p>未収債権の債務者、連帯保証人及び相続人に対して、所在調査・財産調査及び納付交渉を進めている。</p> <p>当該債務者との接触の結果、回収コストが回収見込額を上回ると判断される債権については、法令等の要件を満たすことを確認した上で、権利放棄及び不納欠損処分を適切かつ積極的に行っていく。</p>	H32.3	商工 金融課
B 税外未収金						
11 教育奨学金返還金						
意見	<p>ウ 外部委託先の利用期間について</p> <p>債権回収の外部委託について、新規貸付関連の事務処理や外部委託に係る事務処理に時間を要するため、年度当初から数か月間、外</p>	P118	措置 対応中	<p>平成29年度は、前年度よりも1か月早い7月中に契約を締結した。</p> <p>平成30年度はプロポーザル方式による業者選定を行ったことから、契約</p>	H31.6	高校 教育課

	<p>部委託を行っていない期間が生じている。</p> <p>外部委託の期間が長ければ長いほど、電話や臨宅等の催告による債務者への接触機会が増加し、債権回収が進むことが見込まれるため、毎年度、できる限り早い時期に、外部委託先と契約することが望ましいと考える。</p>		<p>月は8月となったが、例年よりも効率の良い債権回収業務となっている。</p> <p>平成31年度も引き続き、業者選定の際はプロポーザル方式を取り入れ、より効率の良い債権回収業務を実施していき、6月に契約締結予定である。</p>		
--	--	--	---	--	--